

31年10月～ 8%→10%にアップ ～すべての事業者に影響があります～

# 消費税軽減税率対策セミナー

制度開始前、特に中小企業が準備しておくべきことを学びましょう！

平成31年10月1日には消費税等の税率が10%へ引き上げられると同時に、低所得者対策として「軽減税率制度」が実施されます。これにより、食料品や新聞などの軽減税率対象品目の税率は8%となります。飲食料品や新聞を扱わない事業者には関係のないこと、と思ってしまうがちですが、実際はそうではありません。また、免税事業者であっても取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められることがあり、課税事業者はもちろん、すべての事業者に影響があります。制度開始前に自身でしっかり理解し、準備しましょう。

## 【内容】

- ◆適用税率ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）等
- ◆平成35年10月からの「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）
- ◆中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金
- ◆中小事業者に対する税額計算の特例



日 時 平成30年11月12日（月） 午後7時～  
場 所 伊勢小俣町商工会 研修室  
講 師 税理士 角谷久美子氏  
負担金 無 料  
申 込 下記申込書に記載の上、商工会までお申込下さい。

## 消費税軽減税率対策セミナー申込書

事業所名	
出席者名	
電話番号	( ) -
11月2日までにお申込下さい。	

主催 三重県商工会連合会

お問合せ・お申込 伊勢小俣町商工会 《担当：下村・高垣内》

Tel (0596) 22-3619 FAX (0596) 22-3763